

ウニ、アワビ、タコ等の採捕は密漁になります

小平町の沿岸海域では、以下の魚貝藻類が漁業協同組合に第1種共同漁業権として免許されており、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採捕することは漁業権の侵害にあたり、密漁となりますので注意してください。

なお、密漁を発見した場合は、次の連絡先のいずれかにご連絡いただくようご協力をお願いします。

■第1種共同漁業権設定魚種

こんぶ、わかめ、のり、ぎんなんそう、もずく、あわび、うに、つぶ、いがい、えむし、てんぐさ、ほつき、えぞばかがい、なまこ、たこ

■罰則規定

漁業法第143条

「漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、20万円以下の罰金に処する。」

◎連絡先

新星マリン漁業協同組合 鬼鹿支所 ☎57-1041
白谷支所 ☎56-2052

留萌警察署 小平駐在所 ☎56-2350

鬼鹿駐在所 ☎57-1822

留萌海上保安部 警備救難課 ☎42-9118

小平町役場 経済課 ☎56-2111(内線224・225)

全国健康保険協会(協会けんぽ) からのお知らせ

中小企業などで働く方やその家族などが加入している健康保険、全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部では、医療費適正化、保険料率の低減に向けた様々な事業を行っています。

■協会が実施する健診をぜひご利用ください

勤務されている事業所を通じて並びにご本人様宛て既にご案内済みです。受診はお早めに。

■ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます

これまでに効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と認められた安価なお薬です。詳しくは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。

◎問い合わせ先

全国健康保険協会北海道支部 ☎011-726-0352

URL <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

平成22年度(第2回) 北海道警察官採用試験のお知らせ

■試験日程等

受付期間 8月4日(水)～8月25日(水)

第1次試験 9月19日(日)[試験地:留萌ほか]

第2次試験 10月下旬～11月上旬

■採用予定人数

【A区分】男性70名

【B区分】男性120名、女性20名

■受験資格

○昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で次に掲げる者

●【A区分】学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業した者(平成23年3月卒業見込者を含む)※高度専門士の称号を取得又は平成23年3月末日までに取得見込みの者を含む

●【B区分】A区分以外の者(学校教育法による高等学校に在学中の者を除く)

◎問い合わせ先

留萌警察署警務課 ☎42-0110

「北海道苦情審査委員制度」をご利用ください!

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。

苦情の解決に向けて、簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、迅速に処理します。なお、個人情報の保護には十分配慮します。

○苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各総合振興局(振興局)の「道政相談室」です。

○制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意しています。

○苦情の申立て方法は、所定の「苦情申立書」により、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

◎問い合わせ先

●北海道総合政策部知事室道政相談センター

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

☎011-204-5022(直通) ☎011-241-8181

✉kujoyou,koueki@pref.hokkaido.lg.jp

●各総合振興局(振興局)地域振興部総務課道政相談室